

特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年10月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第72号

特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例の一部を改正する条例

特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例（平成19年岩手県条例第75号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 土地利用関係計画 次に掲げる構想、計画又は方針をいう。</p> <p>ア <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項に規定する基本構想</u>（当該基本構想を具体化するための総合的な計画を含む。）のうち土地利用に関する部分</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>エ 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「中心市街地活性化法」という。）<u>第9条第10項</u>の規定により公表された同項の認定基本計画</p> <p>オ・カ [略]</p> <p>(6)・(7) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 土地利用関係計画 次に掲げる構想、計画又は方針をいう。</p> <p>ア <u>市町村が定めるその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想</u>（当該基本構想を具体化するための総合的な計画を含む。）のうち土地利用に関する部分</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>エ 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「中心市街地活性化法」という。）<u>第9条第11項</u>の規定により公表された同項の認定基本計画</p> <p>オ・カ [略]</p> <p>(6)・(7) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。